○文部科学省告示第百五十九号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十五条第一項の規定により、次の通信教育の廃止を平成二十三年十月六日付けで許可した。

平成二十三年十一月二十二日

文部科学大臣　中川　正春

通信教育の名称	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
ホームヘルパー養成一級課程・通信コース	学校法人サンシャイン学園東京福祉保育専門学校	中島まさ子	東京都豊島区東池袋四丁目二三番四号

○厚生労働省告示第四百三十九号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十三年十一月二十二日

厚生労働大臣　小宮山洋子

在宅就業支援団体の名称	変更前の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更後の在宅就業支援団体の住所及び在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	変更年月日
特定非営利活動法人札幌チャレンジド	北海道札幌市中央区北五条西六丁目	北海道札幌市北区北七条西六丁目一番地北苑ビル二階	平成二十三年八月一日

○農林水産省告示第二千二百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十三年十月七日付けをもって次のように肥料の仮登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十一月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

仮登録番号	肥料の名称	名称	住所
仮生第442号	搾油生ごみ肥料	学校法人東京農業大学	東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

1　仮登録番号、肥料の名称並びに生産業者の名称及び住所

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十二百十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－472号	防火戸（Ａ０級）	ＳＴＰ－Ａ０－10	株式会社瀬戸興産	愛媛県松山市南吉田町2151番地１
第Ｆ－473号	〃	ＳＴＳＨ－Ａ０－10	〃	〃
第Ｆ－474号	防火戸（Ａ60級）	ＳＴＧＴ－Ａ60－10	〃	〃
第Ｆ－475号	〃	ＳＴ－Ａ60－10	〃	〃
第Ｆ－476号	〃	ＳＴＥＬ－Ａ60－10	〃	〃

○国土交通省告示第十二百十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十一月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所	
第5070号	船外機（小型船舶用）	６ＡＬ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5071号	〃	６ＡＭ	〃	〃

○国土交通省告示第十二百十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十一月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容	
第3157号	小型船舶用救命胴衣（固型式）	ＴＫ－13Ａ型	高階救命器具株式会社	型式を構成する脇紐の変更

○国土交通省告示第十二百十五号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年十一月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4570号	自動操舵装置（船首方位制御方式のもの）	ＰＴ500	横河電子機器株式会社	型式を構成する舵角検出器の軸受け構造の変更

○国土交通省告示第十二百十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の七において準用する第二十五条の六十二第一号の規定により公示する。

平成二十三年十一月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　釜山事務所コジェ出張所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	c／o Daewoo Heavy Industries Ltd., Okpo 1, Ajoo-Dong, Koje-shi, Kyungnam 656―714, REPUBLIC OF KOREA
変更後	c／o Samsung Heavy Industries Co., Ltd. Geoje Shipyard 530, Jangpyeong-Dong, Geoje-Si, Gyeongsangnam-Do, 656―710, REPUBLIC OF KOREA

㈡　変更年月日　平成二十三年九月十五日